

若者のライフデザイン支援事業業務委託
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 7 年 2 月 12 日

次世代サポート課長

1 業務の概要

(1) 業務名 若者のライフデザイン支援事業業務

(2) 業務の目的

若者自らが結婚や子育て等のライフデザインを思い描くことができるよう、結婚観や将来設計を具体的に考える機会や、結婚生活を含む将来への不安に応える学びの機会を提供し、各々の希望する結婚・子育てに対する前向きな意識の醸成を図る。

(3) 業務内容

- ア 県内の大学生等を対象としたライフデザインセミナーの企画及び実施
大学等との事前調整、講義形式・乳幼児触れ合い体験セミナーの企画及び実施
- イ 県内の若手社会人等を対象としたライフデザインセミナーの企画及び実施
企業等との事前調整、講義形式によるセミナーの企画及び実施
- ウ web サイト掲載用コンテンツの作成

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

なお、仕様書（案）の委託業務内容は現時点での予定であり、今後、提案内容を踏まえて、協議により変更する可能性があります。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ア コンセプト
事業の実施における考え方や実施方針、想定される効果等
- イ 実施内容
 - (ア) ライフデザインセミナーの企画及び実施（乳幼児触れ合い体験セミナー含む）
 - ① 実施手法
 - ② コンテンツ
 - (イ) web サイト掲載用コンテンツの作成
広報・周知用動画及び記事作成の企画、構成、周知方法
- ウ 実施体制等（実施に当たっての全体スケジュール（年間）含む）
- エ 業務の要する経費及びその内訳
- オ その他若者のライフデザインに対する意識向上に資する独自提案

(6) 業務の実施場所

長野県内全域

(7) 履行期間又は履行期限

契約日から令和8年2月27日（金）まで

(8) 費用の上限額

20,607,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った企画提案書の提出から契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去5年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。

3 説明会

- (1) 開催日時 令和7年2月26日（水）午前9時30分から（予定）
- (2) 開催場所 長野県庁西庁舎1階 108号会議室（予定）
- (3) 留意事項 説明会への参加は任意で、プロポーザルへの参加において必須ではありません。

4 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（4（5）ア）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第3号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第3号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項

ア 同種又は類似の実績については、概要の分かる資料のほか、これを証する契約書の写しを添付してください。なお、契約保証金の納付の免除には、過去2年間に国又は地方公共団体との種類及び規模をほぼ同じくする契約の実績が2件必要であるため、契約保証金の納付免除を希望する場合はその要件に該当する実績を記入してください（契約保証金の納付免除を希望し

ない場合、契約の相手方は国又は地方公共団体でなくても構いません。

イ 特定の従業者を他の企業の者とする場合など、当該業務の一部を再委託する場合はその内容が分かる記載としてください。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 担当課(所)・問い合わせ先

〒380-8570 (住所記載不要)

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県県民文化部こども若者局次世代サポート課次世代企画係(県庁4階)

電話 026-235-7207 (直通)

FAX 026-235-7087

メール shoushika@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限

令和7年2月28日(金)午後5時(必着)(土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は持参の場合は午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後5時まで)

【※長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日という。以下同じ。】

イ 提出先 4(4)に同じ。

ウ 提出方法 持参、郵送又は電子メールとします。

ただし、郵送又は電子メールの場合は提出期限までに次世代サポート課に到達したものに限り、これらの方法で提出した場合は、到達したことを電話で4(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(4)ア)の3日前までに、書面により次世代サポート課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により次世代サポート課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 4(4)に同じ。

(イ) 受付時間 上記イの期間中、午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

- 5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
- (1) 受付場所 4 (4) に同じ。
 - (2) 受付期間 令和7年2月26日(水)から令和7年3月6日(木)まで
(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
 - (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)を電子メールにより提出するものとします。
 - (4) 回答方法 質問者及び説明会参加者全員に対し、原則として、電子メールにより回答します。

6 企画提案書の作成・提出

以下の書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書

様式第8号による。

イ 企画書(A4片面印刷・任意様式)

本業務についての具体的な実施内容等を提案してください。

ウ 事業実施体制

事業実施に係る体制を記載してください。当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合は、その旨が分かるように記載してください。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

エ 経費の概算見積書

本業務の実施に当たり必要な経費の合計額及びその内訳を記載してください。経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

オ その他添付書類

企画提案書には、以下の書類を添付してください。

(ア) 過去の取組事例(様式任意)

過去の取組事例について、本事業に類似したものがあれば、事業名・事業内容・契約相手方・契約日・契約金額等を記載してください。

(イ) 会社概要または会社パンフレット(写しでも可)

(2) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付期間 5(2)に同じ。

ウ 受付方法 5(3)に同じ。

エ 回答方法 5(4)に同じ。

ただし、企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とします。

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和7年3月14日(金)午後5時(必着)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

イ 提出先 4(4)に同じ。

ウ 提出部数 6部

エ 提出方法 持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までに次世代サポート課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で4(4)の担当者に確認してください。

(4) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目	審査内容	配点
1 コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ○本業務の背景、課題等に対する理解度が高いか。 ○本業務実施によって見込まれる効果を明示しているか。 	10
2 ライフデザインセミナーの実施手法	<p>(講義形式)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○セミナーの項目及び意図が明確であるか。 ○参加者が多様な価値観を知り、その理解を深めるための適切な講師やゲストが選定されているか。 ○事業効果を高めるための工夫（若者が結婚・子育て等の将来設計を考える機会を与え、理解を深めるための工夫等）がされているか。 <p>(乳幼児触れ合い体験)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実施場所、方法が具体的であるか。 ○乳幼児の安全性を十分考慮したものか。 	15
3 ライフデザインセミナーのコンテンツ	<p>(講義形式)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○若者自らが結婚や子育て等のライフデザインを思い描けるよう、結婚観や将来設計を具体的に考えるような内容となっているか。 ○各々が希望する結婚・子育て等に対し、前向きな意識を醸成するような内容となっているか。 ○プレコンセプションケアを含め、妊娠・出産等について分かりやすい内容となっているか。 ○事業趣旨を踏まえ、プレコンセプションケアを含めた妊娠・出産等について具体的に提示しているか。 <p>(乳幼児触れ合い体験)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○参加者が家庭や子育てに対して具体的にイメージできるような内容となっているか。 	25
4 webサイト掲載用コンテンツの作成	<ul style="list-style-type: none"> ○出稿するコンテンツの内容・デザイン・構成等の訴求力は高いか。 ○セミナー未参加の学生等に向けても同様の効果が期待できる動画作成が見込めるか。 ○参加者が多様な価値観を知り、その理解を深めるための適切なゲストが選定されているか。 ○特定の価値観や人生観を押し付けることのないよう、表現に配慮しているか。 	15
5 実施体制等	<ul style="list-style-type: none"> ○大学や企業等、関係団体との連絡調整を円滑に行うことができる体制となっているか。(体制図等) ○類似事業の履行実績などから、本業務を円滑に実施するためのノウハウ、実績が十分であるか。 ○個人情報の保護、管理が適切であるか。 ○全体のスケジュールが具体的かつ明確になっており、確実な実施が可能であるか。 ○各業務が相互に関連付けられており、効率的・効果的なスケジュールになっているか。 	25

6 価格	○事業に必要な経費の内訳や算定根拠が明確に示されているか。 ○見積金額が適正な価格となっているか。	5
7 独自提案	○本業務の目的を踏まえたうえで、若者のライフデザインに対する意識をさらに向上させるために独自の案を提示しているか。	5
合計		100

(5) 企画提案の選定の方法

- ア 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。
なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が最低基準（配点合計上限の6割）未満の場合は選定しません。
- イ 企画書の選定に当たっては、企画提案審査委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席してください。
- ウ プレゼンテーションの実施日時及び場所
実施日時 令和7年3月19日（水）午前10時から（予定）
実施場所 長野県庁西庁舎1階 108号会議室（予定）
留意事項 実施日時及び場所については、正式決定後に別途通知します。

(6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者を選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により次世代サポート課長から通知します。
- イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により次世代サポート課長から通知します。
- ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案審査委員会審査書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、次世代サポート課において閲覧に供します。

(7) 非選定理由に関する事項

- ア (6)イの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により次世代サポート課長に対して非選定理由について説明を求めることができます。
- イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ウ 非選定理由の説明請求の受付
(ア) 受付場所 4(4)に同じ。
(イ) 受付時間 上記アの期間中、午前9時から午後5時まで。
(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

- ア 提案書は複数提出することはできません。
- イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ウ 提出された企画提案書は、返却しません。
- エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者、並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書により次世代サポート課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、次世代サポート課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570（住所記載不要）

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県県民文化部こども若者局次世代サポート課次世代企画係（県庁4階）

電 話 026-235-7207（直通）

F A X 026-235-7087

メール shoushika@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (5) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。
- (6) 歳出予算において、この事業の委託契約に予算が計上されない等の場合は、契約を締結しない又は仕様を見直した上で見積業者に選定された者と協議し、1（8）の上限額より低い金額で契約することがあります。

参加申込書

令和 年 月 日

次世代サポート課長 様

住 所
商号又は名称
代表者 氏 名
(個人にあつては住所、氏名)

下記業務の公募型プロポーザル方式に参加したいので、資格要件具備説明書類を添えて参加を申し込みます。

記

1 対象業務名

2 公告日

令和 年 月 日

【連絡先】 担当者所属

氏 名
電話番号
ファックス番号
メールアドレス

参加要件具備説明書類総括書

提出者名

- 1 長野県入札参加資格者登録番号及び格付
- 2 都道府県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類
別紙のとおり（納税証明書（未納の額がないことの証明））

- 3 社会保険に加入していることが確認できる書類

別紙のとおり

加入義務有・労働保険

申請日直前の労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書の写し等

・厚生年金保険、健康保険

申請日直前の保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書の写し等

加入義務無・賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し

- 4 同種又は類似の業務の実績

業 務 名			
(1)発 注 者 名			
(2)契 約 金 額			
(3)履 行 期 間			
(4)業 務 の 概 要			

- (注) 1 会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。
 2 実績は、公告の日から過去5年以内に履行した業務を対象とする。
 3 上記実績を証する契約書の写しを添付すること。

業 務 等 質 問 書

提出日：令和 年 月 日

発注機関名		公 告 日	令和 年 月 日
業 務 名 業務箇所名			
質問書提出者	所 在 地		
	商号又は名称		
	電 話		
	担当者 所属・氏名		
質問内容			

企 画 提 案 書

令和 年 月 日

次世代サポート課長 様

住 所
商号又は名称
代表者 氏 名
(個人にあつては住所、氏名)

下記の業務について、企画提案書を提出します。

記

1 対象業務名

2 公告日

令和 年 月 日

【連絡先】 担当者所属

氏 名
電話番号
ファックス番号
メールアドレス